

井原市立稲倉小学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年度4月改訂

いじめに関する現状と課題

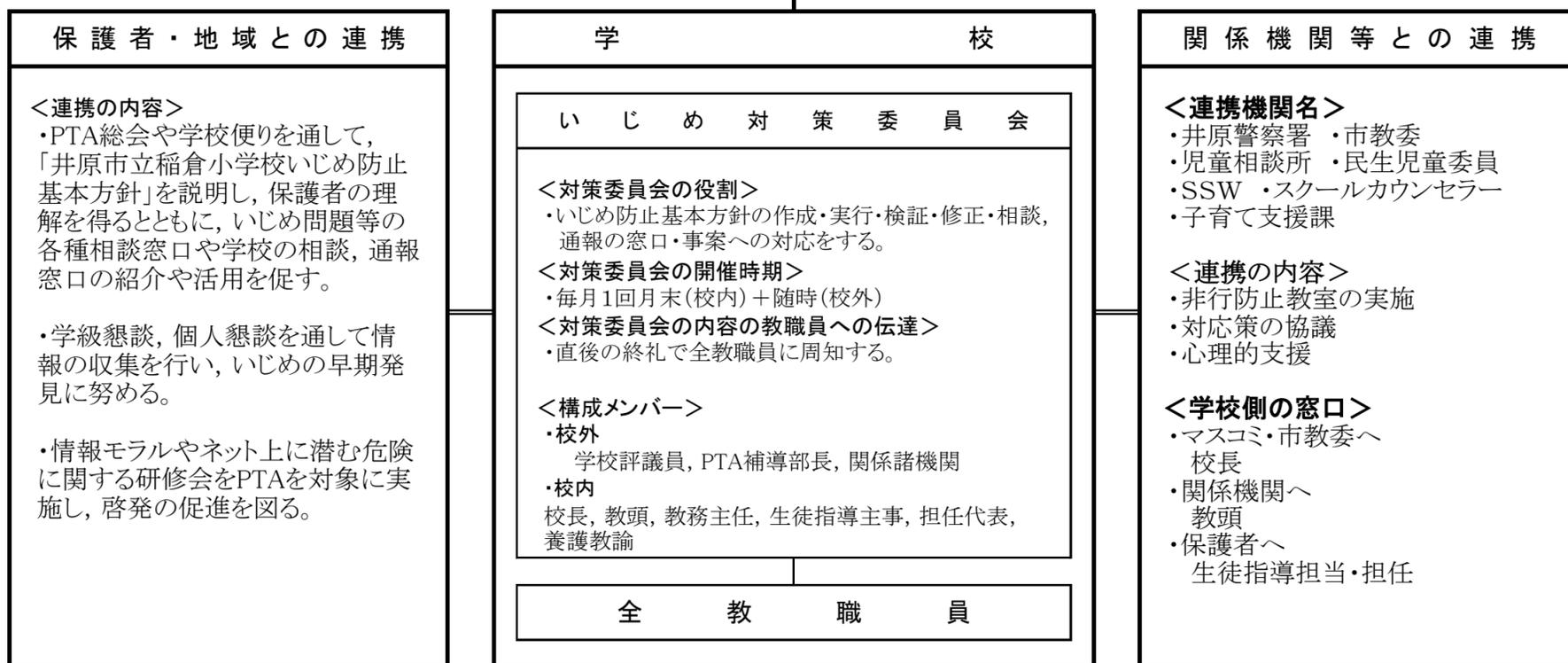
昨年度の本校のいじめ認知件数は、1件であった。いじめを認知した後、再発を防ぐために児童の行動を注意深く観察している。今後も、いじめの認知について、いじめの定義を全職員で再確認し、いじめではないかと疑われる事案があれば、組織としてできるだけ早く把握して指導し、解決につなげていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・「いじめは決して許されない」ことを教育活動全体を通じて児童に理解させるとともに、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。
 ・いじめの早期発見、早期解決のために教職員の資質向上を図り、全職員・関係機関が協力して共通理解・共通行動をとりながら、様々な手段を講じ問題に対処する。

<重点となる取組>

- ・6月「いじめについて考える週間」や12月「人権週間」において、児童会・教師が行う取組を通して「いじめは決して許されない」との理解を児童へ促す。
- ・毎月1回の生徒指導委員会(兼いじめ対策委員会)で現在の児童の様子を話し合い、さまざまな問題に対して解決のための取組を検討する。また教育相談を行ったり、QUを行ったりして児童理解を深め、児童が健全で安心・安定した学校生活を送ることができるようにする。



学校が実施する取組

| | |
|--------------|---|
| ① いじめの防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな心の育成を図るために、児童会を中心にあいさつ運動、「人権週間」での集会活動を実施する。 ・仲間づくり、集団規律の向上を図るために、学校行事、体験活動、道徳教育を充実させる。 ・確かな学力の向上を図り、落ち着いて学習する態度を養うために、朝学習で基礎・基本を定着させる時間を設ける。 ・基本的な生活習慣の定着を図るために、「さわやかスタート」チェックを年間3回以上行う。 ・児童一人一人の自己有用感を高めるために、縦割り班(異学年集団)で、そうじ、遊び、集会を行う。 ・携帯電話やスマートフォンなどの使い方について、授業や参観日、学校保健委員会などで児童へ指導するとともに、保護者への啓発を行う。 ・学級活動等の充実を図り、支え合える学級づくりを推進する。 |
| ② 早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のために年2回アンケート、教育相談を行う。 ・児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。 ・共通理解を図るために、終礼で児童の様子を話す時間を設ける。 ・保護者・児童の連絡帳や日記への記載内容から、問題を早期に発見する。 ・月1回の生徒指導委員会による情報交換を行う。 |
| ③ いじめへの対処 | <ul style="list-style-type: none"> ・事実を正確に確認するために、担任を中心に複数の教師でいじめの事実の有無を確認する。 ・生徒指導委員会を開き組織的な対応をする。必要に応じて外部の関係機関と連携する。 ・いじめ対策委員会を開き、事実を報告し、関係機関との連携を図り、対応策を協議する。 ・被害児童を守ることを最優先に、保護者の協力を得ながら加害児童の指導を行う。 ・心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行う。 ・以後のいじめに対する見守り活動を行う。 ・場合に応じて、保護者会を開き、学校の対応を説明する。 ・いじめのない学校づくりへの対応策を協議する。 |

